

有効期間満了日 平成34年3月31日

熊交規第16号

平成30年1月11日

一般道路における交通事故抑止に資する総合的な速度管理の推進について（通達）

一般道路における最高速度規制の点検・見直しについては、これまで、平成21年以降の3回の最高速度規制の点検・見直しの取組において、計画的かつ集中的に実施してきたところであるが、今年度以降においては、下記により取り組むこととしたので、一般道路における交通事故抑止に資する総合的な速度管理の推進に努められたい。

記

1 基本的な考え方

交通事故の抑止、被害軽減等を図るには、適切な最高速度規制を実施し、これを遵守させるという総合的な速度管理が重要であるところ、そのためには、各警察署において、各路線の交通実態を的確に把握・分析しながら、最高速度規制や速度違反取締り、道路交通環境の改善等の手段を適切に組み合わせて、交通部門全体が一体となった、総合的な速度管理を推進することが重要である。

このうち最高速度規制については、これまでの点検・見直しにより、規制速度が引き上げられた路線では、実勢速度の上昇傾向や交通事故の増加傾向が見られなかったところである。

よって、今回の点検においては、原則として全ての一般国道及び主要地方道を点検の対象とすることにより、一層合理的な最高速度規制の点検・見直しに努めることとする。

また、規制速度と実勢速度の乖離が見られる路線において重点的に速度抑制対策を実施するなど、各路線において総合的な速度管理を実施することとする。

2 最高速度規制の点検・見直し

現場の交通実態に適合しない最高速度規制を放置することは、交通の安全の確保等の目的にそぐわないだけでなく、交通規制に対する国民の信頼を損ないかねないものであることから、これらの規制を是正することは非常に重要であり、今年度からの最高速度規制の点検・見直しについては、次により実施することとする。

(1) 点検対象区間

次のいずれかに該当する区間を点検対象区間とする。

ア 一般国道又は主要地方道の規制速度が40 km/h 又は50 km/h である区間のうち、実勢速度が規制速度を10 km/h 以上上回っている区間（平

成 21 年以降の 3 回の点検・見直しにおいて点検対象区間とされたものを除く。)

イ 平成 21 年以降の 3 回の最高速度規制の点検の取組において、警察として規制速度の引上げの可能性を積極的に検討していたが、住民等の理解が得られなかった等の理由により規制速度が現状維持とされた区間

ウ ア又はイ以外の区間のうち、各警察署において点検の必要性を認めた区間

(2) 実施要領

次の要領により、点検・見直しを行うこと。

ア 点検対象区間の現状の規制速度と「交通規制基準」第 33 最高速度（区域、自動車専用道路及び高速自動車国道を除く。）により設定される基準速度（以下単に「基準速度」という。）とが異なる場合には、基準速度の補正要因について合理性の検証を行い、現状においては合理性が認められない状況となっている場合及びイの措置を実施することにより補正が不要となると認められる場合には、基準速度を規制速度とする見直し（規制速度の変更）を行うこと。

イ アの補正要因についての合理性の検証に当たっては、基準速度を最大限に尊重しつつ、交通事故発生状況、道路構造、沿道環境等の現場状況を勘案することとなるが、道路管理者等と連携した法定外表示等の整備や道路改良、道路標識等の交通安全施設の整備、道路標示の補修等の措置を実施することにより補正が不要となる余地がないかも含めて、警察本部交通規制課と連携し、組織的に検討すること。

ウ アの補正要因についての合理性の検証において基準速度を下方補正する理由に合理性が認められ、規制速度を現状維持とすることとした路線について、規制速度と実勢速度との乖離が見られる場合には、3 により実効的な速度抑制対策を実施すること。

エ 規制速度の変更を行ったか否かにかかわらず、アの補正要因についての合理性の検証を始めとした点検・見直しが完了してからおおむね 1 年経過後に、実勢速度や事故発生件数の変化等について事後検証を行うこと。

(3) 実施期間

平成 29 年度末までに点検対象区間を抽出し、平成 32 年度末までに全ての点検対象区間の点検及び点検結果に基づき必要となった見直しを完了するように実施すること。

(4) 留意事項

ア 本取組による規制速度の引上げ後に交通事故発生件数が有意に増加した場合には、交通事故の増加要因について分析を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて規制速度の引下げも含めて必要な措置をとることを検討すること。

イ 本取組を含めこれまで点検・見直しを行った路線であっても、道路交通環境の変化等の結果として、現場の交通実態に適合しない最高速度規制とならないよう、恒常的に実勢速度や交通事故発生状況等の把握を行い、必要な場合には最高速度規制又は速度抑制対策の見直しを行うこと。

(5) その他

ア 生活道路における最高速度規制については、引き続き、生活道路が集積している区域においては「ゾーン30の推進について（通達）」（平成29年2月28日付け熊交規第170号）に基づくゾーン対策（以下「ゾーン30」という。）による対策が実施できないかを検討し、「ゾーン30」により対策することのできない場所においても、生活道路や通学路における交通安全対策については、それぞれの地域の実情を踏まえた上で、実効が上がるよう関係行政機関・団体との連携に努めること。

イ 本通達に基づく最高速度規制の点検・見直しの報告要領等は別途通達する。

3 その他の速度抑制対策の推進

実効的な速度抑制対策を実施するため、過去に最高速度規制の見直しを行ったか否かにかかわらず、2に示す最高速度規制の点検・見直しだけに頼ることなく、各路線の状況に応じ、次の対策を重点的に実施すること。

(1) 道路交通環境の改善

ア 補助標識「規制理由」の設置

運転者が視覚から得られる情報のみでは判断できない理由に基づき規制速度を基準速度から下方補正している場合等は、原則として、当該下方補正が行われている理由（以下「規制理由」という。）を最高速度規制の道路標識に補助標識「規制理由（510の2）」として附置するものとする。

イ 道路管理者と連携した法定外表示等の設置等

道路管理者に対して、減速マーク・文字、薄層舗装等の減速を促す法定外表示等の整備、抜け道として利用されている生活道路等におけるハンプ等の物理的デバイスの設置等の必要な道路改良を行うよう要請すること。

(2) 速度管理に関する広報の実施

規制速度の趣旨や速度管理の必要性について、各路線に設置した立て看板、ホームページ等により、具体的で分かりやすい広報啓発を行うこと。

(3) 最高速度違反取締りの強化

交通事故実態等を勘案し、必要性が認められる場合には、取締り重点路線への指定を行い、取締りの強化を図ること。